一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構 URA スキル認定制度実施大綱

2022年8月2日制定

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構が運営する URA スキル認定制度(以下「本制度」という。)は、平成23(2011)年度に始まった文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業(以下「URA整備事業」という。)の一連の成果と平成30(2018)年度の「リサーチ・アドミニストレーターの質保証に資する認定制度の導入に向けた論点整理」(以下「論点整理」という。)に基づくもので、文部科学省の政策に基づいて構築された認定制度である。

- ○主な URA 整備事業(https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/ura/)
 - I. リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備
 - II. スキル標準の作成
 - III. 研修・教育プログラムの作成
 - IV. リサーチ・アドミニストレーターに係る質保証制度の構築に向けた調査研究
 - V. リサーチ・アドミニストレーターの認定制度の実施に向けた調査・検証
 - VI. リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施
- ○論点整理(https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/ura/detail/1409052.htm)

1. 制度の目的

本制度は、リサーチ・アドミニストレーター等の研究マネジメント人材(以下「URA」という。)の質を保証することを通して、我が国の大学等の研究戦略の立案、研究推進の支援から経営全般に至る研究環境の充実とイノベーションの創出に寄与するとともに、URA個人のキャリア形成を支援することを目的とする。

2. URA 人材

本制度における URA とは、以下の人材である。URA という職名で業務に従事していることは条件としない。

<URA の人材像>

大学等組織全体を俯瞰しながら、学術的専門性を理解しつつ、自身の業務に関する専門性とセクターに偏らない能力を駆使して、多様な研究活動とそれを中心に派生する様々な業務に積極的かつ創造性をもって関わり、研究者あるいは研究グループの研究活動を活性化させ、組織全体の機能強化を支える業務(以下「URA業務」という。)に従事する人材

ここでは、URA 業務を広く捉えることとし、各人の業務が URA 業務と考えられるか否か

については、当事者と周りの関係者の判断を尊重する。

3. URA の認定レベル

本制度では、URA の認定レベルとして、以下の二つを設定する。

認定 URA: URA として関わる業務全般の知識を一定レベル以上備え、かつ大学等、我が国の研究組織での一つ以上の中核的業務(当該 URA が主として従事している業務)の経験を有し、研究者、研究グループの研究活動の活性化に主体的に関わる能力を備えた人材

認定専門 URA: URA として十分な実績を有しており、一つ以上の中核的業務(当該 URAが主として従事している業務)に関する卓越した能力を備え、組織内 外の関係者と協力して研究者、研究グループの研究活動の活性化に重要な 位置付けで寄与するとともに、組織の機能強化に貢献できる人材

これらは、URA 整備事業のII(スキル標準の作成)で定義された以下のURA のレベルの中級(認定 URA)と上級(認定専門URA)に相当する。

初級:業務上の課題の発見と解決を上司の指導の下に行う(担当)

中級:業務上の課題の発見と解決を自律的(自立的)に行う(主担当)

上級:業務上の課題の発見と解決を主導的に行う(総括)

4. URA のスキル

URA のスキルとは、業務遂行能力(知識・理解力と問題解決能力)と業績(経験あるいは 実績)を合わせたものである。スキルの判定は以下のように行う。

認定 URA:スキル標準の中級レベルにあるかという基準適合性で判定する。

認定専門 URA:別に定める専門業務区分において、スキル標準の上級に当たるかという卓越性で判定する。

判定においては、スキル標準のスキルカード(本制度で作成したものも含む。)を参照する。

5. 認定

スキルの認定は以下の2段階で行う。

第1段階 研修の修了(主に知識と理解力の確認)

第2段階 審査の合格(主に業績と問題解決能力の確認)

6. 研修

本制度における研修は、スキル標準の初級、中級、上級に対応した以下の3つのレベルで設定する。

Fundamental レベル: URA 業務上の課題の発見と解決を上司の指示のもとに行うことが できる知識のレベル

Core レベル: URA 業務上の課題の発見と解決を自立的に行うことができる知識のレベル Advanced レベル: URA 業務上の課題の発見と解決を主導的に行うことができる知識のレベル

各レベルの研修内容は、スキル標準で定められた業務及び URA 業務の現状に沿って、別に定める。なお、Core レベルの研修の受講には Fundamental レベルの研修の修了を条件とする。

7. 認定申請の条件

認定審査の申請のために申請者が満たすべき条件(申請条件)は、以下の通りである。

認定 URA

- (1) 我が国の大学等の研究機関 (大学共同利用機関,高等専門学校,国公立の研究機関を含む) における URA 業務の経験が申請期間の締切日時点の直近 5 年間の中で合計 3 年以上あること。ただし、我が国の大学等の研究機関以外の経験年数を一部算入することができる。詳細は別に定める。
- (2) 本機構あるいは科学技術振興機構が実施する Core レベルの研修を修了していること。

認定専門 URA

- (1) 申請期間の締切日時点において認定 URA であること。
- (2) 本機構あるいは本機構が指定する協力団体等が実施する Advanced レベルの研修を修了していること。

8. 認定の期間

各年度を前期(4月~9月)と後期(10月~翌年3月)に分け、各期の審査で認定された者の認定期間は翌期から 10 期の5年とする。

9. 認定の更新

認定された者は、認定期間中に更新の審査を受けることができる。更新手続きの詳細は別に定める。

10. 受講料及び審査料

研修の受講料及び認定の審査料の額は、別に定める。

11. その他

前各項の他、本制度の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この大綱は、2022 年 9 月 1 日から施行し、2022 年 10 月 1 日から適用する。 附 則

この大綱は,2024年9月30日から施行する。